

# 介護老人保健施設 麓華苑のご案内

(2024年6月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 麓華苑
- ・開設年月日 2002年10月1日
- ・所在地 北海道虻田郡倶知安町南3条東5丁目1番地2
- ・電話番号 0136-22-0003
- ・FAX番号 0136-22-0288
- ・管理者名 中川明子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0152280012号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

### (3) 施設の職員体制

	常 勤	夜 間	業務内容
・医 師	1名		病状に対する処置、処方など
・看護職員	9名	1名	医師の指示に基づいた処置など
・介護職員	29名	4名	入浴介助、食事介助、排泄介助など
・支援相談員	1名		施設での生活全般に対する相談など
・理学(作業)療法士	2名		リハビリ業務全般
・管理栄養士	1名		献立作りや栄養管理、調理指導など
・介護支援専門員	1名		ケアプランの作成など
・事務職員	1名		事務処理全般

※必置職については法令の定めるところによります。但し、必要に応じて増員します。

### (4) 入所定員等

- ・定員100名(うち認知症専門棟50名)

・療養室 個室26室（うち特別1室）、2人室7室（うち特別1室）、4人室15室

（5）通所定員40名（但し、土曜日は20名）

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきますが、要望に応じて居室でおとりいただくことも可能です。なお、基本の食事時間は下記となりますが、心身の状況に応じて時間および食事内容を変更することも可能です。）
  - 朝食 8時00分～ 9時00分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション・レクリエーション
- ⑨ 口腔ケア（毎食後実施します）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（委託理美容店が原則月3～4回実施します。）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他（証明書および診断書の発行、サービス実施記録の開示等）
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関（1）

- ・名称 JA北海道厚生連 倶知安厚生病院
- ・住所 北海道虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地

### ・協力医療機関（2）

- ・名称 医療法人社団 白樺会 白樺会内科クリニック

- ・住所 北海道虻田郡倶知安町北2条西3丁目2番地1
- ・協力医療機関(3)
  - ・名称 医療法人社団 創成会 羊蹄グリーン病院
  - ・住所 北海道虻田郡京極町字更進780番地2
- ・協力歯科医療機関(1)
  - ・名称 柏谷歯科医院
  - ・住所 北海道虻田郡倶知安町南1条西1丁目
- ・協力歯科医療機関(2) ※摂食嚥下障害に関すること
  - ・名称 医療法人社団 伊藤歯科医院
  - ・住所 北海道虻田郡倶知安町北1条西2丁目20番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、不在の場合は「家族連絡先表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会・・・・・・・・・・・・・・・・午前9時00分から午後5時00分までとなります。  
面会の際は面会簿の記入をお願いします。また、飲食料の差し入れは、食事制限を必要とする場合がありますのでスタッフにご相談ください。
- ・外出・外泊・・・・・・・・・・・・あらかじめ所定の用紙での届出が必要になります。  
各サービスステーションまでお申し出ください。  
なお、試行的外泊・外出のご協力をいただく場合があります。
- ・飲酒・・・・・・・・・・・・・・・・医師の許可により所定の場所でのみ可能です。
- ・喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・敷地内は禁煙です。
- ・火気の取扱い・・・・・・・・・・施設内への火気類のお持ち込みはできません。
- ・設備・備品の利用・・・・・・・・ご自由にお使いいただけますが、共有物ですので十分注意してお使いください。破損された場合、実費相当を徴収する場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・詳細は支援相談員もしくは各サービスステーションにご確認ください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・・・・・・現金のお持込みはお小遣い程度(五千円)としてください。貴重品はお持ち込みにならないようにお願いします。紛失等の責任は負いません。
- ・外泊時等の施設外での受診・・・緊急時を除いて受診できません。
- ・宗教活動・・・・・・・・・・・・禁止しております。
- ・ペットの持ち込み・・・・・・・・所定の場所でのみ可能です。
- ・お食事の持ち込み・・・・・・・・衛生上および栄養管理の点からご遠慮頂きます。

## 5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束

緊急やむを得ない場合の身体拘束については、事前に日常の観察状況をもとに家族に説明し、同意のもと最小限の身体拘束を実施する場合があります。なお、実施した身体拘束については経過観察・再検討し、その都度利用者家族に対する説明をします。

## 6. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

### ① 高齢者虐待防止委員会の開催

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を法人内に設置します。

### ② 高齢者虐待防止のための指針の整備

高齢者虐待防止のための指針を作成し、対策及び発生時の対応を規定します。

### ③ 虐待防止研修の実施

職員に対し虐待防止の啓発・普及に資する内容の研修を行います。また、職員の新規採用時には都度行います。

### ④ 専任担当者の配置

虐待対応受付：管理者および法人本部相談苦情窓口

### ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービス提供を受けられるよう、下記の措置を講じます。

### ① 感染症に係る業務継続計画を策定します。

### ② 災害に係る業務継続計画を策定します。

### ③ 上記の計画に沿った研修及び訓練を行い役割分担及び実践する支援などについて確認を行います。

## 8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

### ① 感染対策委員会の開催

感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を法人内に設置します。

### ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

### ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を開催し、研修に関しては職員の新規

採用時に都度行っていきます。

## 9. 非常災害対策

- ・防災設備 緊急放送設備、スプリンクラー、自動火災探知機、消火器、消火栓、常夜灯、防災幕、非常電源の設備があります。
- ・防災訓練 年2回（うち、夜間を想定した訓練1回）

## 10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（相談科 電話0136-22-0003）

また、要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、管理者に直接お申し出いただくこともできます。市町村および国民健康保険団体連合会にも申し出ることができます。

## 12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。ホームページでもご覧いただくことができます。（<http://www.shirakaba-group.jp>）

また、見学をご希望の方はお気軽にお問い合わせください。

（相談科 電話0136-22-0003）